

第20編 地すべり防止編

第1章 地すべり防止

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、地すべり防止工事における、砂防土工、法面工、アンカー工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、排土盛土工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に適用する。

2. 適用規定(1)

砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

3. 適用規定(2)

法面工、アンカー工、擁壁工、地下水排除工、抑止杭工は、第8編第3章第4節法面工、第5節擁壁工、第7節地下水排除工、第9節抑止杭工の規定による。

4. 適用規定(3)

構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。

5. 適用規定(4)

本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、下記の基準類および第8編第3章第2節、第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は最新版を適用する。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」(平成16年3月)

第3節 水路工

1-3-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工、承水路工、排水路工、管渠工、集水樹工、現場打水路工、明暗渠工、暗渠工、深層暗渠工、その他これに類する工種について定める。

1-3-2 作業土工

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床堀り・埋戻し)の規定による。

1-3-3 承水路工

承水路工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定による。

1-3-4 排水路工

排水路工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定による。

1-3-5 管渠工

管渠工の施工については、3編2-3-29側溝工の規定による。

1-3-6 集水樹工

集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。

1-3-7 現場打水路工

現場打水路工の施工については、第8編3-6-6現場打水路工の規定による。

1-3-8 明暗渠工

明暗渠工の施工については、第8編3-6-4山腹明暗渠工の規定による。

1 - 3 - 9 暗渠工

暗渠工の施工については、第8編3 - 6 - 5 山腹暗渠工の規定による。

1 - 3 - 10 深層暗渠工

深層暗渠工の施工については、第3編2 - 3 - 4 矢板工、第8編3 - 6 - 5 山腹暗渠工の規定による。

第4節 排土盛土工

1 - 4 - 1 一般事項

本節は、排土盛土工として掘削工、盛土工、法面整形工、植生工、吹付工、かご工、その他これらに類する工種について定める。

1 - 4 - 2 掘削工

掘削工の施工については、第1編2 - 3 - 2 掘削工の規定による。

1 - 4 - 3 盛土工

盛土工の施工については、第1編2 - 3 - 3 盛土工の規定による。

1 - 4 - 4 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編2 - 3 - 5 法面整形工の規定による。

1 - 4 - 5 植生工

植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2 植生工の規定による。

1 - 4 - 6 吹付工

吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3 吹付工の規定による。

1 - 4 - 7 かご工

かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7 かご工の規定による。